

附 録

本書記載事項に關連する日本の国策決定文書

附 録 第 一

基本国策要綱（昭和十五年七月二十六日閣議決定）

世界ハ今ヤ歴史の一大転機ニ際会シ数個ノ国家群ノ生成發展ヲ基調トスル、新ナル政治經濟文化ノ創成ヲ見ントシ、皇国亦有史以來ノ大試鍊ニ直面ス、コノ秋ニ當リ真ニ肇國ノ大精神ニ基ク皇國ノ國是ヲ完遂セントセハ右世界史的發展ノ必然的動向ヲ把握シテ庶政百般ニ亘リ速ニ根本的刷新ヲ加ヘ万難ヲ排シテ国防国家体制ノ完成ニ邁進スルコトヲ以テ刻下緊要務トス、依テ基本国策ノ大綱ヲ策定スルコト左ノ如シ

一、根本方針

皇國ノ國是ハハ絃ヲ一字トスル肇國ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亞ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ之カ為皇國自ラ速ニ新事態ニ即応スル不拔ノ国家態勢ヲ確立シ國家ノ總力ヲ拏ケテ右國是ノ具現ニ邁進ス

二、国防及外交

皇國內外ノ新情勢ニ鑑ミ國家總力發揮ノ国防国家体制ヲ基底トシ國是遂行ニ遺憾ナキ軍備ヲ充實ス

皇國現下ノ外交ハ大東亞ノ新秩序建設ヲ根幹トシ先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ國際的大変局ヲ遠觀シ建設的ニシテ且ツ弾力性ニ富ム施策ヲ講シ以テ皇國國運ノ進展ヲ期ス

我国内政ノ急務ハ国体ノ本義ニ基キ諸政ヲ一新シ国防国家体制ノ基礎ヲ確立スルニ在リ之カ期ス

1 国体ノ本義ニ透徹スル教学ノ刷新ト相俟チ自我功利ノ思想ヲ排シ国家奉仕ノ觀念ヲ第一義立ス尙科学的精神ノ振興ヲ期ス

2 強力ナル新政治体制ヲ確立シ国政ノ綜合的統一ヲ図ル

イ、官民協力一致各々其職域ニ応シ国家ニ奉公スルコトヲ基調トスル新国民組織ノ確立

ロ、新政治体制ニ即応シ得ヘキ議會制度ノ改革

ハ、行政ノ運用ニ根本的刷新ヲ加ヘ其統一ト敏活トヲ目標トスル官場新体勢

3 皇国ヲ中心トスル日滿支三国經濟ノ自主的建設ヲ基調トシ国防經濟ノ根基ヲ確立ス

イ、日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容スル皇国ノ自給自足經濟政策ノ確立

ロ、官民協力ニヨル計画經濟ノ遂行特ニ主要物資ノ生産、配給、消費ヲ貫ク一元的統制機構

ハ、綜合經濟力ノ發展ヲ目標トスル財政計画ノ確立並ニ金融統制ノ強化

ニ、世界新情勢ニ対応スル貿易政策ノ刷新

ホ、国民生活必需物資特ニ主要食糧ノ自給方策ノ確立

ヘ、重要産業特ニ重、化学工業及機械工業ノ劃期的發展

ト、科学ノ劃期的振興並ニ生産ノ合理化

チ、内外ノ新情勢ニ対応スル交通運輸施設ノ整備拡充

リ、日滿支ヲ通スル綜合国力發展ヲ目標トスル国土開發計画ノ確立

4 国是遂行ノ原動力タル国民ノ資質、体力ノ向上並ニ人口増加ニ關スル恒久的の方策特ニ農業及農家ノ安定發展ニ關スル根本方策ヲ確立ス

5 国策ノ遂行ニ伴ウ国民犠牲ノ不均衡ノ是正ヲ断行シ厚生の諸施策ノ徹底ヲ期スルト共ニ国民生活ヲ刷新シ眞ニ忍苦十年時艱克服ニ適応スル質實剛健ナル国民生活ノ水準ヲ確保ス

附 録 第二

世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱骨子（昭和十五年七月二十七日政府、統率部連絡會議決定）

一、世界情勢ノ変局ニ対応シ内外ノ情勢ヲ改善スルコト

二、速カニ第三国ノ援蔣行為禁絶ヲ主眼トスル対支施策ヲ強化シ支那事變ノ解決ヲ促進スルコト

三、第三国ト開戦ニ至ラサル限度ニ於テ南方問題ヲ解決スルコト

四、第三項ノ施策トシテ特ニ左ノ件ヲ実行スルコト

(1) 一面対米嚴然タル態度ヲ保持スル他面独伊トノ政治的結束強化対「ソ」国交ノ飛躍的調整ヲ図ル

(2) 仏印香港及租界ニ対スル援蔣禁絶敵性艾除施策ヲ強化ス

(3) 重要物資取得ノ為対蘭印外交ヲ強化ス

(4) 国内戦時態勢ヲ刷新ス

日独伊枢軸強化ニ関スル件（昭和十五年九月四日總理、陸、海、外四相會議決定、同年同月十九日議決定）

日独伊三国ノ提携強化ノ氣運最近頗ル濃化シ此際三国間ニ取急キ開談ヲ要スル時機ニ達シタリト認メラル記基本要綱ニ基キ差詰メ独逸側ト折衝致度

要 綱

- 一、三国間ニ歐羅巴及亜細亞ニ於ケル新秩序建設ニ付凡有ル方法ヲ以テ相互ニ協力ヲ与フル為原則的協定ヲ
- 二、右協力ノ最善ノ方法ニ関シ出来得ル限り短期間ニ三国間ノ協議ヲ行ウ
- 三、差当リ三国共同声明トシテ前二項ノ趣旨ヲ内外ニ公表ス

軍事同盟交渉ニ関スル要綱

- 一、皇國ト独伊トハ世界新秩序建設ニ對シ共通の立場ニ在ルコトヲ確認シ各自ノ生存圈ノ確立及經綸ニ對ス對英對蘇、對米政策ニ関スル協力ニ付キ相互ニ了解ヲ遂ク（別紙第一參照）

註、右基本的了解ニ基キ更ニ日独伊間又ハ日独、日伊間ニ所要ノ協定ヲ行フモノトス

- 二、現在日独伊各国カ夫々直面シ居ル支那事變及歐洲戰爭ニ関スル相互支持協力ニ関シ右基本的了解ト共ニ解ヲ遂ク（別紙第二參照）

- 三、前記一及二ノ交渉ハ（別紙第三）日独伊提携強化ニ對処スル基礎要件ヲ体シ且（別紙第四）交渉方針要領ニ
- 四、以上ノ了解ハ必スシモ協定ノ形式ヲ執ルヲ要セサルモ独伊ノ希望アルニ於テハ協定トスルヲ妨グズ

別 紙 第 一

日独伊提携強化ノ為ノ基本トナルヘキ政治的了解事項

- 一、日本及独伊兩國ハ現在其ノ實現ニ努力シツツアル世界ノ新秩序建設ニ関シ共通ノ立場ニ在ルコトヲ認識シ南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル日本ノ生存圈竝歐洲及阿仏利加ニ於ル独伊ノ生存圈ヲ相互ニ尊重シ右地域ニ於ケル新秩序建設ニ付凡有ル方法ヲ以テ協力ス

- 二、日本及独伊兩國ハ相互ニ密接ナル經濟的協力ヲ行フ
之カ為各自ノ生存圈内ノ所在物資ノ優先的相互交易竝ニ技術ノ交換ヲ行フト共ニ夫々各自ノ生存圈内ニ於ケル相手國ノ經濟的活動ニ付好意的考量ヲ加フ

- 三、日本及独伊兩國ハ「ソ」連トノ平和ヲ維持シ且「ソ」連ノ政策ヲ兩者共通ノ立場ニ副ヘシムル如ク利導スルコトニ協力ス（尙独伊ト交渉ノ際先方ニ希望アルコト判明シタルトキ、右ノ外更ニ日本又ハ独伊ノ一方カ蘇連ト戰爭狀態ニ入ル危險アル場合ニハ執ルヘキ措置ニ関シ協議スルコトニ付テモ了解ヲ遂クルコトトス）

- 四、日本及独伊兩國ハ米國ヲシテ西半球及米國ノ領地以外ノ方面ニ容喙セシメサルト共ニ之ニ對シ兩者ノ政治的及經濟的利益ヲ擁護スル為相互ニ協力ス又其ノ一方カ米國ト戰爭狀態ニ入ル場合ニハ他ノ一方ハ凡有ル方法ヲ以テ之ヲ援助ス

日本及独伊兩國ハ中南米ニ對スル施策ニ関シ緊密ニ協力ス

備考 本了解ハ秘密トス

別紙 第二

日本及独伊両国ノ欧州戦争及支那事変ニ対スル相互支持協力ニ関スル了解事項

一、日本及独伊両国ハ現在両者カ夫々直面シツアル支那事変及欧州戦争ノ解決ニ方リ左ノ如ク相互ニ支持協カス日本ハ

(イ) 南洋ヲ含ム東亜所在資源及物資ノ取得ニツキ独伊ノ希望ニ対シ為シ得ル限り便宜ヲ供与ス

(ロ) 南洋ヲ含ム東亜ニ於ケル英国ノ勢力ニ対スル圧迫ヲ強化スルト共ニ独伊ノ対英戦争遂行ヲ容易ニスル為シ得ル限り協カス

独伊ハ

(イ) 日本ノ希望スル機械類等ノ供給竝ニ技術ノ援助ニ関シ為シ得ル限り協カス

(ロ) 支那事変解決ノ為シ得ル限りノ政治的及経済的協カヲ為ス

備考 本了解ハ秘密トス

別紙 第三

日独伊提携強化ニ対処スル基礎要件

一、皇国ノ大東亜新秩序建設ノ為ノ生存圏ニ就テ

(イ) 独伊トノ交渉ニ於テ皇国ノ大東亜新秩序建設ノ為ノ生存圏トシテ考慮スヘキ範圍ハ

日滿支ヲ根幹トシ、旧独領委任統治諸島、仏領印度及同太平洋島嶼、泰國、英領馬來、英領「ボルネオ」、蘭領東印度、ビルマ、(濠州、新西蘭)並印度等トス但シ交渉上我方提示スル南洋地域ハ「ビルマ」以東、蘭印、「ニューカレドニア」以北トス尙印度ヘ之ヲ一応「ソ」連ノ生存圏内ニ置クラ認ムルコトアルヘシ

(ロ) 蘭領東印度ハ独立態勢ニアラシムルヲ目途トスルモ差当リ我方ノ政治上經濟上ノ優先的地位ヲ認メシムルモノトス

右ニ関シ万一独逸ノ提案ト相觸ルルコトアル場合ニ於テモ蘭印所在物資及資源ノ優先的供給、蘭印ニ於ケル独逸人ノ既得經濟經營継続ニ関スル保障其ノ他全般ニ於ケル政治的折衝ニ依リ蘭印ニ於ケル皇国ノ優越的地位ヲ認メシムルコトトス

(ハ) 仏領印度支那ニ関シテモ(ロ)ニ同シ

二、日独伊三国ノ經濟協力ニ就テ

(イ) 交易ニ関シ皇国ハ日滿支三国ノ農林水産物等ヲ供給スルノ外、支那、仏印、蘭印等ノ特殊産物及「ゴム」等ノ供給ニ付協カヲ与フヘク独伊ハ皇国ノ必要トスル技術ノ援助及航空機、機械類化学製品類等ノ供給ヲ為ス相互經濟的活動ニ関シテハ皇国ハ特ニ支那及滿州ニ於テ事實上独伊ノ為優先的取扱ヲ為シ其ノ技術及施設ヲ参加セシム

(ロ) 右目的ノ為夫々經濟協定、貿易協定及支払協定ヲ締結ス

三、日独伊三国ノ対「ソ」及対米協カニ関スル帝国ノ態度ニ就テ世界カ東亜、「ソ」連、欧州及米洲ノ四大分野ニ分ルルヲ予見セラルル戦後ノ新態勢ニ於テ東亜ノ指導者ヲ以テ任ズル皇国ハ欧州ノ指導勢力タル独伊ト密接ニ提携シ(イ)「ソ」連ヲ東西両方面ヨリ牽制シ、且之ヲ日独伊共通ノ立場ニ副フ如ク利導シテ其勢力圏ノ進出方面ヲ日独伊三国ノ利害關係ニ直接影響少キ方面、例ヘハ波斯灣(場合ニ依リテハ印度方面ニ対スル「ソ」連ノ進出ヲ認ムルコトアルヘシ)ニ向フ方面ニ向ハシムル如ク努ムルト共ニ

(ロ) 又米國ニ対シテハ力メテ平和的手段ヲ以テスヘキモ東亜及欧州分野ノ政治的、經濟的提携ニ依リ所要ニ応シ米國ニ対シ圧迫ヲ加ヘ得ルノ態勢ヲ構成シ以テ皇國ノ主張ヲ貫徹スルニ寄与セシメル如ク策ス

右施設ニ際シ努メテ「ソ」連ヲ利導スルコトヲ考慮ス且又独伊ハ現在南米ニ相当ノ移民ト經濟的地歩トヲ有スルヲ以テ将来皇國ノ米國ニ對スル諸般ノ施設ニ之ヲ利用ス

四、日独伊三国ノ排英協力ニ關スル皇國ノ態度ニ就テ
(イ) 皇國ハ東亞新秩序建設上、南洋ヲ含ム東亞ニ於テ英國ノ政治的及經濟的權益ヲ排除スル為狀勢ニ應シ諸施策ヲ講ス

(右施策ハ英國ノ地位ヲ薄弱化スルモノニシテ現ニ支那ニ於ケル皇國ノ對英政策カ自ラ歐洲戰爭ニ有効ニ影響シ居ルコト事實ノ示ス所ナリ)

(ロ) 皇國ハ更ニ独伊ノ對英戰爭ニ一層協力スル為南洋ノ含ム東亞所在資源及物資ノ取得ニ付キ独伊兩國ノ希望ニ對シテ協力ヲ惜マス、又東亞ニ於ケル英國權益ノ排除、對英示威及宣伝、英國ノ屬領及植民地ノ獨立運動支援等独伊ノ對英戰爭ニ關シ一層ノ協力ヲ為ス

五、對英米武力行使ニ關シ皇國ハ左ノ諸項ニ依リ自主的ニ決定ス

(一) 支那事變處理概ネ終了セル場合ニ於テハ内外諸般ノ情勢之ヲ許ス限り好機ヲ捕捉シ武力ヲ行使ス

(二) 支那事變ノ處理未タ終ラサル場合ニ於テハ原則トシテ開戦ニ至ラサル限度ニ於テ施策スルモ内外諸般ノ情勢特ニ有利ニ進展スルカ若クハ我準備ノ成否ニ拘ハラス國際情勢ノ推移最早猶予ヲ許サスト認メラルル場合武力ヲ行使ス

(三) 「内外諸般ノ情勢」トハ支那事變處理ノ情況ノ外歐洲情勢特ニ對「ソ」國交調整ノ狀況、米國ノ我ニ對スル動向及我戰爭準備等ノ諸件ヲ指スモノトス

別紙 第四

交渉方針要領

一、独伊ヲシテ皇國ノ南洋ヲ含ム東亞ニ於ケル生存權ヲ承認尊重セシムヘキ別紙第一(一)ノ交渉ニ於テハ南洋ヲ含ム東亞全般ニ付包括的ニ皇國ノ優越的地位ヲ認メシムルコトヲ主眼トス但独伊側ヨリ特定地区ニ何等留保の態度ニ出ツル場合ニハ別紙第三(日独伊提携強化ニ對処スル基礎要件)ノ(一)(ロ)項以下ヲ休シ右地区ニ付具體的折衝ヲ行ヒ之ヲ容認セシム

二、独伊側ヨリ對英米軍事の協力ニ關シ希望シ來タル場合ニ於テ皇國トシテハ原則トシテ之ニ応スルノ用意アルモ我現状ニ鑑ミ武力行使即チ参戰ニ關シテハ別紙第三(日独伊提携強化ニ對処スル基礎要件)第五項(一)(二)ノ如ク考慮シ居ル点ヲ説明諒解セシムルト共ニ独伊側ヲシテ皇國ノ對英米開戦ニ關スル内外諸般ノ情勢改善ニ關シ我ニ協力セシムル如クスルモノトス

附 録 第 四

日本國、独逸國及伊太利國間三国條約(昭和十五年九月二十七日ベルリンニ於テ調印)

大日本帝國政府、独逸國政府及伊太利國政府ハ万邦ヲシテ各其ノ所ヲ得シムルヲ以テ恒久平和ノ先決要件ナリト認メタルニ依リ大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ各其ノ地域ニ於ケル当該民族ノ共存共榮ノ実ヲ挙グルニ足ルヘキ新秩序ヲ建設シ且之ヲ維持センコトヲ根本義ト為シ右地域ニ於テ此ノ趣旨ニ拠ル努力ニ付相互ニ提携シ且協力スルコトニ決意セリ而シテ三国政府ハ更ニ世界到ル所ニ於テ同様ノ努力ヲ為サントスル諸國ニ對シ協力ヲ寄マザルモノニシテ斯クシテ世界平和ニ對スル三国終局ノ抱負ヲ實現センコトヲ欲ス依テ日本國政府、独逸國政府及伊太利國政府ハ左ノ通協定セリ

第一条

日本國ハ独逸國及伊太利國ノ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第二条

独逸国及伊太利国ハ日本国ノ大東亜ニ於ケル新秩序建設ニ関シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第三条

日本国、独逸国及伊太利国ハ前記ノ方針ニ基ク努力ニ付相互ニ協力スヘキコトヲ約ス更ニ三締約国中何レカノ一国カ現ニ欧州戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラサル一国ニ依テ攻撃セラレタルトキハ三国ハ有ラユル政治的、経済的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スヘキコトヲ約ス

第四条

本条約実施ノ為各日本国政府、独逸国政府及伊太利国政府ニ依リ任命セラルヘキ委員ヨリ成ル混合専門委員会ハ遲滞ナク開催セラルヘキモノトス

第五条

日本国、独逸国及伊太利国ハ前記諸約項カ三締約国ノ各ト「ソヴィエト」連邦トノ間ニ現存スル政治的狀態ニ何等ノ影響ヲモ及ホササルモノナルコトヲ確認ス

第六条

本条約ハ署名ト同時ニ実施セラルヘク、実施ノ日ヨリ十年間有効トス

右期間満了前適當ナル時期ニ於テ締約国中ノ一国ノ要求ニ基キ締約国ハ本条約ノ更新ニ関シ協議スヘシ右証拠トシテ下名ハ各本国政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本条約ニ署名調印セリ

昭和十五年九月二十七日即チ一九四〇年九月二十七日伯林ニ於テ本書三通ヲ作成ス

日本国特命全權大使

来栖三郎

附 録 第 五

対独伊「ソ」交渉案要綱（昭和十六年二月三日連絡會議決定）

一、「ソ」連邦ヲシテ「リップントロップ」外相腹案ヲ受諾セシメ右ニ依リ同国ヲシテ英打倒ニ付日独伊ノ政策ニ同調セシムルト共ニ日「ソ」国交ノ調整ヲ期ス

二、日「ソ」国交調整条件ハ大体左記ニ依ル

(一) 独ノ仲介ニ依リ北樺太ヲ売却セシム若シ「ソ」ガ右ニ不同意ノ際ハ左記ニ依ル

(イ) 五年間計百五十万噸ノ採油ニ関シ便宜ヲ供与セシム

右採取後北樺太ニ於ケル油田炭田利権及試掘権ヲ有償還付ス

(ロ) 右ニ引続キ爾後五年間計百五十万噸ノ買油ヲ保障セシム

(ハ) 前各項ヲ含ム新協定ヲ締結シ同時ニ旧利権協定ヲ廢棄ス

(ニ) 帝國ハ「ソ」ノ新疆外蒙ニ於ケル地位ヲ了承シ「ソ」ハ帝國ノ北支蒙疆ニ於ケル地位ヲ了承ス
新疆外蒙ト「ソ」トノ關係ハ「ソ」支間ニ於テ極メシムルモノトス

(三) 「ソ」ヲシテ援蔣行為ヲ放棄セシム

(四) 滿「ソ」外蒙間ニ速ニ国境劃定及紛争処理委員会ヲ設置ス

(五) 漁業交渉ハ建川提案（委員会案）ニ依リ妥結ニ導ク

(六) 日独通商ノ為相當數量ノ貨物輸送ニ必要ナル配車ヲ為シ且運賃ノ割引ヲ約セシム

三、帝國ハ大東亞共榮圈地帯ニ対シ政治的指導者ノ地位ヲ占メ秩序維持ノ責任ヲ負フ右地帯居住民族ハ独立ヲ維持セシメ又ハ独立セシムルヲ原則トスルモ現ニ英仏蘭葡等ノ屬領スル地方ニシテ独立ノ能力ナキ民族ニ付テハ各其能力ニ応シ出来得ル限りノ自治ヲ許シ我ニ於テ其ノ統治指導ノ責ニ任ス、経済的ニハ帝國ハ右地帯内ニ於ケル国防資

源ニ付優先的地位ヲ留保スルモ其他ノ一般の通商企業ニ付テハ他ノ經濟圈ト相互的ニ門戸開放機會均等主義ヲ適用ス

四、世界ヲ大東亞圈、欧州圈（「アフリカ」を含む）、米洲圈「ソ」連圈（印度「イラン」ヲ含む）ノ四大圈トシ（英國ニハ濠州及「ニュージールランド」ヲ残シ概ネ和蘭待遇トス）

帝國ハ戦後ノ講和會議ニ於テ之カ実現ヲ主張ス

五、日本ハ極力米ノ参戦ヲ不可能ナラシムル趣旨ヲ以テスル行動施策ニ付独逸当局トノ諒解ヲ遂ケオクコトトス

（註）帝國ノ欧州戦争参加ニ關スル企圖行動竝ニ、武力行使ニ付帝國ノ自主性ヲ拘束スル如キ約束ハ行ハサルモノトス

六、日本カ欧州戦争ニ参加スル場合ニハ独伊等味方諸国間单独不講和協定ヲ締結ス

七、独伊特ニ独ハ「ソ」ヲ牽制シ万一「ソ」ガ日滿両国ヲ攻撃スル如キ場合ニハ独伊ハ「ソ」ヲ攻撃ス

八、独ハ極力日ノ軍備充實ニ付援助シ日ハ独ニ対シ原料及食料ノ供給ニ努ム尙独ハ大東亞共榮圈地帯ノ開發及日本ノ平和的産業拡充ノ為必要ナル發明機械技術及技術者ヲ迅速且豊富ニ供給ス

九、支トノ全面的和平促進ニ付更ニ独ト懇談ヲ遂ク

七、松岡外相ハ渡欧ノ上独伊「ソ」各国政府ト交渉シ前記要領ノ貫徹ニ努力シ要スレハ条約ヲ締結ス

三国条約ト「ソ」連邦トノ關係ヲ律スル日独伊対「ソ」取極ニ關スル「リッペントロップ」外相ノ対「ソ」

提案内容

一、「ソ」ハ戦争防止平和ノ迅速回復ノ意味ニ於テ三国条約ノ趣旨ニ同調スルノ意ヲ表明シ

二、「ソ」ハ欧亜ノ新秩序ニ付夫々独伊日ノ指導的地位ヲ承認シ三国側ハ「ソ」ノ領土尊重ヲ約シ

三、三国及「ソ」ハ各他方ヲ敵トスル国家ヲ援助シ又ハ斯クノ如キ国家群ニ加ハラサルコトヲ約ス

右ノ外将来ノ勢力範圍トシテ

日本ハ南洋「ソ」ハ伊蘭、印度、独ハ中央「アフリカ」、伊ハ北「アフリカ」ヲ容認スル旨ノ秘密了解ヲ遂ク

附 録 第 六

日蘇中立条約（昭和十六年四月十三日「モスコ」ニ於テ調印）

第一条

両締約国ハ両国間ニ平和及友好ノ關係ヲ維持シ且相互ニ他方締約国ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スヘキコトヲ約ス

第二条

締約国ノ一方カ一又ハ二以上ノ第三国ヨリ軍事行動ノ対象ト為ル場合ニハ他方締約国ハ該紛争ノ全期間中立ヲ守ルヘシ

第三条

本条約ハ両締約国ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルヘク且五年ノ期間効力ヲ有スヘシ両締約国ノ何レノ一方モ右期間満了ノ一年前ニ本条約ノ廢棄ヲ通告セサルトキハ本条約ハ次ノ五年間自動的ニ延長セラレタルモノト認メラルヘシ

第四条

本条約ハ成ルヘク速カニ批准セラルヘシ批准書ノ交換ハ東京ニ於テ成ルヘク速カニ行ハルヘシ

附 録 第 七

対仏印、泰施策要綱（昭和十六年二月一日連絡会議決定）

第一 目 的

大東亜共榮圈建設ノ途上ニ於テ帝國ノ当面スル仏印、泰ニ對スル施策ノ目的ハ帝國ノ自存自衛ノ為仏印及泰ニ對シ軍治、政治、經濟ニ亘ル緊密不離ノ結合ヲ設定スルニ在リ

第二 方 針

一、帝國ハ速ニ仏印及泰ニ對スル施策ヲ強化シ目的ノ貫徹ヲ期ス之レカ為所要ノ威圧ヲ加ヘ已ムヲ得サレハ仏印ニ對シ武力ヲ行使ス

二、本施策ハ英、米ノ策謀ヲ排シ敏速ニ之ヲ強行シテ成ルヘク速ニ目的ヲ達成ス

第三 要 領

一、帝國ハ失地問題處理ヲ目標トスル仏印、泰間紛争ノ居中調停ヲ強行シ之ヲ契機トシテ帝國ノ仏印、泰兩地域ニ於ケル指導的地位ヲ確立スル如ク施策ス

二、泰ニ對シテハ成ルヘク速カニ日、泰協定ヲ締結シ仏國ニ對シテハ經濟交渉ノ速決ヲ図ルト共ニ機ヲ見テ日、仏印間結合關係ヲ増進スヘキ一般の協力竝ニ仏印、泰間紛争防止ノ保障及日、仏印間通商交通擁護ヲ目的トスル軍事の協力ニ關スル協定ヲ締結ス

右協定ニ於テ充足セラルヘキ帝國ノ政治的及軍事的要求左ノ如シ

イ、仏國ヲシテ仏印ニ關シ第三國ト一切ノ形ニ於ケル政治的、軍事的の協力ヲナササルコトヲ約セシム

ロ、仏印特定地域ニ於ケル航空基地及港灣施設ノ設定又ハ使用竝ニ之カ維持ノ為所要機關ノ設置ハ、帝國軍隊ノ居住行動ニ關スル特別ナル便宜供与

三、政戰兩略ノ妙用ヲ期スル為速ニ所要ノ作戰準備ヲ整フルト共ニ武力行使ノ時機ハ予メ機ヲ失セス之ヲ定ム

四、交渉ノ經過ニ応シ適時威圧ヲ増大シ目的ノ達成ニ努ム

右威圧行動ニ對シ仏印カ武力ヲ以テ抵抗セハ当該部隊ハ武力ヲ行使スルモ之ヲ強行ス

五、仏印カ紛争解決ニ応セザル場合ニハ仏印ニ對シ武力行使ヲ予定シ其發動ハ別ニ決定セラルルモノトス

協定締結ヲ拒否スル場合ニ於ケル武力行使ハ予メ之カ準備ヲ為スモ其發動ハ當時ノ情勢ニ依リ決定ス

右武力行使ハ仏國ヲシテ我要求ニ聽從セシムルヲ以テ限度トシ武力行使後ニ於テモ極力仏印ノ治安維持、政治經濟等ハ仏印当局ヲシテ當ラシムルニ勉ム

六、泰ニシテ我要求ヲ拒否スル場合ニ於テハ日、泰協定ノ内容ヲ變更シ又ハ威圧ヲ加フル等極力我要求ヲ容認セシムルニ勉メ如何ナル場合ニ於テモ泰ヲシテ英、米側ニ赴カシメザル如ク施策ス

七、本施策ニ應スル如ク帝國ノ輿論ヲ統一スルト共ニ徒ニ英、米ヲ対象トスル南方問題ヲ激化セシメ無用ノ摩擦ヲ生セサルニ留意ス

附 録 第 八

南方施策ニ關スル大本營陸海軍部方針骨子（昭和十六年四月上旬大本營決定）

一、帝國ノ当面スル對南方施策ノ目的ハ支那事變ノ處理ヲ促進スルト共ニ自存自衛ノ為綜合国防力ヲ拡充スルニ在リ之カ為

1 仏印、泰トノ間ニ軍事、政治、經濟ニ亘リ緊密不離ノ結合關係ヲ設定ス

2 蘭印トノ間ニ緊密ナル經濟關係ヲ樹立ス

3 其ノ他ノ南方諸邦トノ間ニ正常通商關係ヲ維持ス

- 二、前項目的ノ達成ハ外交的施策ニ依ルヲ本則トス
- 三、前項ノ施策遂行ニ方リ左記ノ如キ事態發生シ之カ打開ノ方策無キニ於テノミ自存自衛ノ為武力ヲ行使ス
- 1 米英蘭ノ禁輸ニ依リ帝国ノ自存ヲ脅威セラレタル場合
 - 2 米英蘭支等ノ対日包圍態勢加重セラレ国防上忍ヒ得サルニ至リタル場合

附 録 第 九

帝国国策遂行要領（昭和十六年九月六日御前會議決定）

帝国ハ現下ノ急迫セル情勢特ニ米英蘭等各国ノ執レル対日攻勢「ソ」連ノ情勢及英國国力ノ弾劾性等ニ鑑ミ「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要領」中南方ニ対スル施策ヲ左記ニ依リ遂行ス

一、帝国ハ自存自衛ヲ全フスル為対米（英、蘭）戦争ヲ辞セサル決意ノ下ニ概ネ十月下旬ヲ目途トシ戦争準備ヲ完整ス

二、帝国ハ右ニ並行シテ米、英ニ対シ外交ノ手段ヲ尽シテ帝国ノ要求貫徹ニ努ム

対米（英）交渉ニ於テ帝国ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項竝ニ之ニ関連シ帝国ノ約諾シ得ル限度ハ別紙ノ如シ

三、前号外交交渉ニ依リ十月上旬頃ニ至ルモ尙我要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直チニ対米（英、蘭）開戦ヲ決意ス対南方以外ノ施策ハ既定国策ニ基キ之ヲ行ヒ特ニ米「ソ」ノ対日連合戦線ヲ結成セシセメザルニ努ム

（別紙）

対米（英）交渉ニ於テ帝国ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項竝ニ之ニ関連シ帝国ノ約諾シ得ル限度

第一 対米（英）交渉ニ於テ帝国ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項

一、米英ハ帝国ノ支那事變処理ニ容喙シ又ハ之ヲ妨害セサルコト

(イ) 帝国ノ日支基本条約及日滿支三国共同宣言ニ準拠シ事變ヲ解決セントスル企図ヲ妨害セサルコト

(ロ) 「ビルマ」公路ヲ閉塞シ且蔣政権ニ対シ軍事的竝ニ經濟的援助ヲ為ササルコト

（註） 右ハN工作ニ於ケル支那事變処理ニ関スル帝国從來ノ主張ヲ妨グルモノニアラス而シテ特ニ日支間新取極

ニ依ル帝国軍隊ノ駐屯ニ関シテハ之ヲ固守スルモノトス但シ事變解決ニ伴ヒ支那事變遂行ノ為支那ニ派遣セル右以外ノ軍隊ハ原則トシテ撤退スルノ用意アルコトヲ確言スルコトヲ支障ナシ

又在支米英權益ニ付テハ米英ガ新シキ東亜ヲ理解シ之ニ即応シテ行動スル限り制限スル意図ナキ旨確言スルコト支障ナシ

二、米英ハ極東ニ於テ帝国ノ国防ヲ脅威スルカ如キ行動ニ出デサルコト

(イ) 日仏間ノ約定ニ基ク日仏間特殊關係ヲ容認スルコト

(ロ) 泰、蘭印、支那及極東「ソ」領内ニ軍事的權益ヲ設定セサルコト

(ハ) 極東ニ於ケル兵備ヲ現状以上ニ増強セザルコト

三、米英ハ帝国ノ所要物資獲得ニ協力スルコト

(イ) 帝国トノ通商ヲ恢復シ且南西太平洋ニ於ケル兩國領土ヨリ帝国ノ自存上緊要ナル物資ヲ帝国ニ供給スルコト

(ロ) 帝国ト泰及蘭印トノ間ノ經濟提携ニ付友好的ニ協力スルコト

第二 帝国ノ約諾シ得ル限度

第一ニ示ス帝国ノ要求カ応諾セラルルニ於テハ

一、帝国ハ仏印ヲ基地トシテ支那ヲ除ク其ノ近接地域ニ武力進出ヲ為ササルコト

二、帝國ハ公正ナル極東平和確立後仏領印度支那ヨリ撤兵スル用意アルコト
 三、帝國ハ比島ノ中立ヲ保障スル用意アルコト

(註)(イ) 三国同盟ニ対スル帝國ノ態度ニ関シ質疑シ来ル場合ハ三国条約ニ関スル帝國ノ義務遂行ハ何等變更スヘキモノニアラザル旨確言スルモノトシ我ヨリ進ンテ帝國ノ三国条約ニ対スル態度及米國ノ欧州戦争ニ関スル態度ニ付テハ論議セサルモノトス

(ロ) 「ソ」連ニ対スル帝國ノ態度ニ関シ質疑シ来ル場合「ソ」側ニ於テ日「ソ」中立条約ヲ遵守シ且日滿ニ対シ脅威ヲ与フル等同条約ノ精神ニ反スルカ如キ行動ナキ限り我ヨリ進ンテ武力行使ニ出ルコトナキ旨応酬ス

重要事項年表（一九三一年—一九四一年）

一九三一年（昭和六年）

九、一八 滿州事件發生

一九 朝鮮師団出兵

一九三二年（昭和七年）

一、二八 上海事件起る

二、六 上海出兵

三、一 滿州建國宣言

五、五 日華停戰協定成立

一五 五、一五事件

一六 犬養内閣総辞職

二六 斎藤内閣成立

三一 上海派遣軍引揚完了

六、一四 米國特命全權大使ジョセフ・C・グルー信任状捧呈

七、六 内田康哉外相新任

一八 日本軍熱河侵入

九、一五 日本滿州國承認、共同防衛協定成立日滿議定書調印公布

一九三三年（昭和八年）

- 二、二四 日本国際連盟退脱声明
- 二六 日本国際連盟退脱を正式に通告
- 五、三一 日華停戦協定塘沽にて成立

一九三四年（昭和九年）

- 七、三 斎藤内閣総辞職
- 八 岡田内閣成立

一九三五年（昭和十年）

- 三、二七 国際連盟退脱効力発生
- 八、一 中共臨時政府八、一宣言を発す

一九三六年（昭和十一年）

- 二、二六 二・二六事件、岡田内閣総辞職
- 三、九 広田内閣成立
- 一一、二五 日独防共協定成立

一九三七年（昭和十二年）

- 一、二三 広田内閣総辞職
- 二、二 林内閣成立
- 五、三一 林内閣総辞職
- 六、四 第一次近衛内閣成立
- 七、七 蘆溝橋事件発生

一七 日本中国に事件不拡大覚書手交

- 八、九 上海に大山中尉射殺事件起る

一〇、二七 日本、九ヶ国条約会議不参加声明

一一、六 日、独、伊三国防共協定成立

一二、一二 パネー号事件発生

レアイバード号撃沈事件発生

一三 日本軍南京占領

一九三八年（昭和十三年）

一、 英米両海軍の太平洋参謀会議開催

四、二二 パネー号事件解決

七、一 ハル国務長官日本向飛行機の「道義的禁輸」宣言

一四 張彭峯事件起る

八、一〇 日ソ停戦協定成立

一〇、二一 日本軍広東入城

二七 武漢三鎮完全占領

蔣介石政府重慶へ退避

日本の軍事行動漸く行詰る

一二、二二 近衛三原則声明

一九三九年（昭和十四年）

一、 四 第一次近衛内閣総辞職

五 平沼内閣成立

一九 米国、スチムソン國務長官を会長に日本侵略主義不援助委員会結成

二七 米国ウェルズ國務次官日本に対し国際条約の一方的廃棄拒否を声明

二、 九 サンフランシスコにて対日軍需品輸出禁止促進大会開催

一〇 日本軍海南島上陸

三、 三〇 新南群島日本領編入宣言

四、 五 ヒトラー日独伊軍事同盟締結を日本政府に勧告す

五 スチムソン國務長官上院にて英、仏、ソと提携し日独伊三国制裁の必要を演説

一五 ルーズヴェルト大統領ヒトラー及ムッソリーニに平和要請親書を発送す

一七 ドイツ対米態度表明

斎藤博大使遺骨アメリカ軍艦アストリア号にて横浜着

二八 ヒトラー・ル大統領親書の不当を演説、日独伊防共協定強化方策に関する陸軍外務両省の確執緊張

五、 一 有田外相ヒトラー演説支持を声明

七、 二 ホロンバイルにて日・ソ両軍交戦

二二 有田クレーギー協定成立

二七 アメリカ日米通商条約廃棄通告

八、 二三 ドイツは独ソ不可侵条約及びバルト沿岸諸国並にポーランドに関する独ソ勢力圏劃定密約締結して、

日本と何等の相談なしに日独伊防共協定を違反

八、 二五 日本ドイツの防共協定違反を抗議

二八 平沼内閣総辞職

三〇 阿部内閣成立

三一 英・独交渉決裂

九、 四 日本欧州戦争に不介入を声明

五 米国中立宣言、中立法発動宣言

一五 ノモンハン停戦協定成立

二九 ドイツ英仏に和平提議

一〇、 一〇 フランス独の和平提議拒絶

一二 イギリス独の和平提議拒絶

一一、 四 国交調整に関する日米会商開始

一九四〇年（昭和十五年）

一、 一四 阿部内閣総辞職

一六 米内内閣成立

二二 英国千葉沖にて浅間丸を臨検

三、 三〇 汪精衛の南京政府成立

日本政府南京政府支持声明

ハル國務長官南京政府不承認声明

- 三、三一 アメリカ各新聞は同年春アメリカ海軍大演習がハワイで行われると発表し、日本にセンセーションを起す
- 四、二 アメリカ艦隊演習計画第二十一号実施、爾来アメリカ太平洋艦隊は真珠湾に常駐す
- 一五 有田外相大東亜共栄圏建設の意図及び蘭印の現状変更の好まずと声明
- 五、一五 オランダ、ドイツに降服
- 六、一〇 ムッソリニー参戦声明
- 一四 独軍パリ入城
- 一七 仏、独に降伏
- 二二 ヘル國務長官太平洋の現状維持を表明
- 七、七 近衛の政治新態勢構想発表
- 一六 米内内閣総辞職
- 一八 イギリスは向う三ヶ月間ビルマ公路閉鎖を声明
- 一九 近衛、松岡、東條、吉田四巨頭第一回荻窪会談
- 二〇 第二回荻窪会談
- 二一 第三回荻窪会談
- 二二 第二次近衛内閣成立

- 二六 近衛内閣基本国策要綱決定
- 二七 政府統卒部連絡会議「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱骨子」決定
- 三一 アメリカ航空用ガソリン輸出禁止
- 八、一二 仏印問題に関する日仏東京会談開始
- 二七 小林一三蘭印特派使節に決定
- 九、四 日独伊三国同盟に関する方針（「日独伊枢軸強化に関する件」）決定
- 五 ドイツ特使スターマー公使東京着
- 七 松岡、オット、スターマー会谈開始
- 近衛、松岡協議
- 八 松岡、オット、スターマー第二次会談
- 近衛、松岡協議
- 九 松岡、オット、スターマー第三次会談
- 近衛、松岡協議
- 一二 三国条約本文原案完了
- 条約局条文整理に着手
- 一三 三国同盟に関する連絡会議開催
- 二二 日・仏印軍事協定成立
- 二三 日本軍北部仏印進駐
- 二六 アメリカ西半球地域及英国以外に屑鉄、鉄鋼の輸出を禁止

九、二六 ヒトラー、スターリンに三国同盟最終案を通告

二七 日独伊三国軍事同盟締結

松岡、リッペン間及び松岡、チアノ間電話交歓に依り松岡渡欧を約す

一〇、一 総力戦研究所開設

五 アメリカノックス海軍長官日独伊より挑戦の場合応戦の用意有りと演説

一二 ルーズヴェルト大統領、三国軍事同盟に対抗し英国及び重慶へ援助継続を声明す

一七 リッペントロップはヒトラーの旨を受けて、スターリンに書翰を送り、日、独、伊、ソ四国が世界的規模に於ける権益の境界確定の必要を強調す

二二 モロトフは権益境界劃定に關するスターリン宛リッペントロップ書翰に対し原則的に同意を表明す
二五 英米シンガポール共同使用諒解成立

「對蘭印經濟發展のための施策」閣議にて決定

一一、二 小林特派大使使命を達成し得ずして帰朝

一二 リッペントロップ、モロトフとベルリンで会談し、世界四大ブロック構想と日ソ国交調整中介意向とを伝う

一三 リッペントロップ、モロトフ第二次会談

「支那事變處理要綱」御前會議にて決定

阿部信行中国特派特命全權大使に任命

一四 リッペントロップはモロトフとの第三次会談にて日、独、伊、ソ四国協定草案をモロトフに手交す

二六 ソ連はドイツ軍のフィンランド即時撤退、ボスフォラス及びダー、ダネルスの地区内にソ連海軍基地

を設けることその他の条件付にて四国協定草案受諾を回答し、独ソ關係これより急に悪化する

二七 野村吉三郎駐米大使に新任

三〇 日華基本条約、所屬議定書、附屬秘密協約、附屬秘密協定、附屬交換公文、全權委員間諒解事項、等調印

日滿華共同宣言發表

中華民國南京政府正式承認

芳沢謙吉蘭印特派使節に決定

一二、一 タイ、仏印交戦

一八 ドイツ、バーバロッサ作戦計画を画定し、對英戰終結前電撃戰を以てソ連粉碎を計画す

一九 日米協會主催野村駐米大使觀送會にて松岡外相日米間につき演説

一九四一年（昭和十六年）

一、六 ルーズヴェルト大統領民主主義國家援助の教書を發表す

七 ドイツ日本にドイツ軍ルーマニア進入を密報す

一〇 独ソ通商協定締結

一七 ソ連ドイツのバルカン進軍に嚴重抗議し、ブルガリア及び海峽地帯に於ける一切の外國軍隊の出現がソ連の利益保障を侵害するものと見なす旨を警告す

二六 松岡外相アメリカが中國援助を続行する限り日米國交改善絶望と議會演説

二九 タイ、仏印、日本の介入により停戦交渉開始

三一 タイ仏印停戦協定成立

- 二、 一 対仏印泰施策要綱連合会議にて決定
- 三 対独伊「ソ」交渉方針骨子連絡会議にて決定
- 六 泰仏印国境紛争調停要領連絡会議にて決定
- 七 タイ仏印紛争調停会議東京に開催
- 三、 一 一 ルーズヴェルト大統領、太平洋戦争起るも対英援助不変を言明
- 二 一 タイ仏印国境紛争調停協定成立、アメリカ武器貸与法実施
- 二 二 松岡外相訪米のため出発
- 二 四 松岡外相モスクワにてスターリン、モロトフと会見日ソ中立条約問題開談
- 二 五 松岡外相駐「ソ」アメリカ大使スタインハートと会見、支那事変解決に対するルーズヴェルト大統領の斡旋依頼
- 二 七 松岡外相ベルリンにてリッペンと会見。その際リッペンはシンガポール攻撃を特に熱心に要請し、松岡はそれは自主的に日本が極めるべき問題であるといふ
- 二 七 松岡ヒトラーと会見、又シンガポール攻撃を要請されたるも松岡依然言質を与えず
- 二 八 松岡リッペンと会見第二次会談
- 二 九 リッペンと会見日ソ不可侵条約締結に反対の態度を示す
- 二 九 松岡リッペンと会見第三次会談
- 松岡に対しソ連の四国協定条件を容れる能はずと告げ、更らに独ソ戦可能を暗示す
- 四、 一 松岡外相ムッソリニー、ローマ会談

- 二 松岡外相ローマ法皇と会見
- 四 松岡ヒトラー第二次会談
- ソ連、ユーゴスラヴィア不可侵条約締結
- 六 ドイツ、ユーゴスラヴィアに侵攻
- 七 松岡外相モロトフとモスコウに会談
- 松岡、スタインハート会談、スタインハートは日本の対米戦争決定がベルリンにて行われたりや否かに付いて執拗に松岡に質問す
- 八 日米諒解ハル試案第一次案ハル長官より野村大使に提示
- 二 一 松岡モロトフ第二次会談
- (上旬)
- 二 二 南方施策に関する大本営陸海軍部方針決定
- 二 二 松岡スターリン会談
- 一 三 日ソ中立条約成立
- 一 四 ハル野村会談第二次試案作成
- 一 六 同
- 一 七 野村大使日米諒解、ハル試案に関し本省に請訓
- 政府統率部連絡会議開催、条件付にて試案受諾に決定
- 二 〇 松岡外相帰朝の途次大連に到着、近衛首相ハル試案に付いて外相に電話連絡す
- 二 二 松岡外相帰朝、連絡会議開かれ松岡外相訪欧報告

- 四、二三 近衛、松岡ハル試案回答方に付て協議
- 二四 松岡外相御殿場別荘に引籠り日米交渉案を練る。外交転換の決意を明らかにす
- 五、三 連絡会議開催、松岡外相ハル試案修正案（日米中立条約案を含む）提示、決定
- 四 松岡外相日米交渉開始の旨を在京独伊大使に通告
- ルーズヴェルト大統領、民主主義存立のため戦う用意ありと声明
- 一二 外相修正案を基礎としアメリカと交渉するよう松岡外相より野村大使に訓令
- 一九 オット大使本国政府の訓令に依り日米交渉に対する反対態度を表明す
- 二七 ルーズヴェルト大統領国家非常事態声明
- 六、一一 日蘭印会商決裂
- 一四 アメリカ在米独伊資産凍結
- 二三 独ソ戦勃発
- 二三 アメリカ、ソ連支持を声明
- 二五 連絡会議「南方施策に関する件」決定
- 二六 アメリカ対ソ援助決定
- 七、二 情勢維持に伴う国策要領御前会議にて決定
- ソ連対日政策不変を声明
- 五 ハル國務長官日本のソ連攻撃反対の公文を近衛首相に送る
- 一二 英ソ軍事協定成立
- 一六 第二次近衛内閣総辞職

- 一八 第三次近衛内閣成立
- 二四 米国仏印の中立化案を日本に提示
- 二五 米国、在米日本資産凍結令布告
- 二六 日仏印共同防衛決定
- 米英、対日石油輸出禁止
- 二八 日本軍南部仏印上陸
- 二九 仏印の共同防衛に関する日仏議定書及軍事上の協力に関する交換公文成立
- 八、四 重慶政府英、米、ソ、華四国連合戦線成立発表
- 二七 近衛首相ルーズヴェルトとの洋上会談提案
- 九、六 御前会議にて帝国国策遂行要領決定され、十月上旬頃までに日米交渉終了せざれば対米英開戦を敢行する旨を決定
- 一〇、一六 第三次近衛内閣総辞職
- 一八 東條内閣成立
- 一一、五 日米交渉の最後の態度及対米開戦を決定